

若手研究者活動支援制度 令和7年度募集要領

公益財団法人国際エメックスセンターは、従前より閉鎖性海域の環境保全および自然との持続可能な「自然共生社会」の構築に資する国際的かつ学術的な交流を推進し、調査研究の実施・活動に対する支援を行っています。

若手研究者活動支援制度においては、閉鎖性海域の環境保全・再生及び創生に資する調査・研究に取り組む若手研究者の育成支援を目的に、沿岸海域における課題解決に挑戦する優れた研究に対して助成を行います。また、採択された研究にはエメックスセンター研究員会議が助言・指導を行います。

その令和7年度分の助成対象研究を、下記のとおり募集します。

記

1 助成対象者

助成対象者は、次の（１）から（４）に掲げる国内の研究機関等に所属する研究者で、令和7年4月1日時点で満45歳以下もしくは博士号の学位取得から10年以内の研究者（以下「助成対象者」という。）とする。

- （１）国及び地方公共団体の試験研究・技術開発機関
- （２）学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校及びその附属研究機関
- （３）独立行政法人の試験研究・技術開発機関
- （４）その他の非営利法人（研究・技術開発に関する業務を行うものに限る）

2 助成対象研究

沿岸海域の生態系保全、栄養塩類の管理や藻場・干潟の創出等に資する研究であって、研究提案が長期的な視野を有し、提案期間内の具体的達成目標が明確に示され、その独創性、成果が得られた場合の期待される地域価値への貢献、海外も含む他沿岸域への拡張可能性などが明確に記述されている提案を助成対象とする。

3 助成期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 助成額

原則、1件あたり150万円を限度とする。

5 助成対象となる経費

助成対象となる経費は、当該研究遂行のために直接的に使用したものであることを証明できる経費とし、助成対象費目は、下記のとおりとする。

（１）人件費・謝金等

① 人件費

資料整理などの補助作業者を雇用するための賃金（雇用契約に関わる諸条件は所属機関の規程に準拠）

② 謝金

当該研究に係る外部専門家等に支払う謝金（謝金単価は所属機関の規程に準拠）

③ 旅費

研究遂行上必要な国内外旅費（旅費単価等は所属機関の旅費規程に準拠）

※当該研究に係る発表を行わない学会等への参加は対象外

(2) 研究費

① 消耗品費

事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌(定期購読の雑誌は除く)、コンピュータソフト(汎用ソフトを除く)などの経費

② 印刷製本費

文書、報告書等の印刷、製本等に要する経費

③ 通信運搬費

郵便料、電話料など、物品の運搬やデータの送受信に係る経費

④ 光熱水料

電気、水道及びガス料金などの経費

⑤ 借損料及び役務費

実験施設、レンタカー等のレンタル料、駐車場代、会場使用料、翻訳料などの経費

⑥ 会議費

会議等の常識的な茶菓子弁当代

⑦ 雑費

コピー料、振込手数料、収入印紙代、データ取得料などの経費

(3) 外部委託費

・外部委託費(外注費と委託費の合計)は、原則、全体経費の2分の1を超えてはならない。
ただし、特段の理由がある場合は、この限りではない。

・外注費及び委託費を計上する際は、助成要望書に具体的にその内容を申請書に記載すること。

① 外注費

当該研究の遂行上必要な試験、検査、調査業務、ソフトウェア制作費等に係る外注費

② 委託費

当該研究の一部を共同研究者との委託研究契約により実施する場合の直接経費

6 応募方法

(1) 提出書類

- ・令和7年度助成要望書 1部
- ・所属機関がその他の非営利法人に該当する場合は、その法人登記簿謄本の写し及び前年度事業活動報告(任意様式) 1部

(2) 提出方法

- ・電子メールにより以下提出先まで令和7年5月7日(月)17時まで提出する。
- ・電子メール以外の方法(持込・郵送等)による提出は出来ない。
- ・上記日時を過ぎた提出は無効とする。

【提出先及び問い合わせ先】

担当：公益財団法人国際エメックスセンター 大輪

E-mail : staff@emecs.or.jp TEL : 078-241-7720

(3) 確認事項

- ・助成要望書の提出により、助成要望者及び所属機関は「若手研究者活動支援制度実施要綱」及び本募集要領に同意したものと見なされる。
- ・提出書類の用紙サイズはA4サイズで統一し、原本がA4サイズ以外の場合は、必ずA4

- ・ サイズ拡大・縮小して提出。
- ・ 要望書は、字数制限を遵守し、一般的なフォントを使用し、特に外字は使わない。
- ・ 提出書類は、は、WORD、EXCEL、又はPDFのいずれかとし、ファイルサイズを5MB以内とする。
- ・ 要望書に附随する添付書類についても上記と同様とし、要望書と添付書類は別々のファイルとして提出してもよい。
- ・ 所要経費の積算内訳は可能な限り明確に記載し、各経費項目に対して、研究計画との関係を具体的に説明すること。
- ・ 提出書類に著しい不備等が認められる場合は要望書を無効とする。
- ・ 提出書類は返却しない。提出された個人情報は本制度以外には使用しない。

7 選考・交付決定

(1) 選考方法

研究員会議が選考機関となり、最大3年間の研究計画全体を選考のうえ、令和7年度に助成金を交付する助成内定者を決定する。

(2) 選考手順

以下のとおり、書類選考と面接選考の2段階選考を行う。

- ・ 5月中旬頃に1次選考（書類選考）を行い、5月下旬に選考結果通知する。
- ・ 6月中旬頃に2次選考（面接選考）を行い、6月下旬までに選考結果通知する。

(3) 選考の視点

以下3点を含め、総合的に選考する。

- ① 研究内容の独創性及び研究水準
- ② 研究実施（体制・期間・費用）に関する実現性
- ③ 国際エメックスセンターの活動（社会的・国際的）への貢献

(4) 助成内定通知

- ・ 6月下旬に、助成内定者に対して、助成額を決定し助成内定通知書を送付する。
- ・ 助成内定者は、助成内定通知を確認の上、直ちに助成内定承諾書を提出する。
- ・ 助成内定者は、上記通知受理後エメックスセンターと協議の上、交付申請書を提出する。

8 助成金の交付・執行等

(1) 交付方法

- ・ 助成金の交付は、原則として助成対象者が所属する機関（以下「所属機関」という。）に対して交付する。
- ・ 助成金としての交付を原則とするが、エメックスセンターと所属機関との事前協議により、助成金相当額をエメックスセンターから所属機関への寄附金とする事が出来る。
- ・ 所属機関が、寄附金とすることを希望する場合は、交付申請書にその旨を記載すること。

(2) 助成金の概算払い

- ・ エメックスセンターは、助成金を原則として、全額概算払いとする。
- ・ エメックスセンターは、交付申請書受理後20日以内に所属機関へ助成金を交付する。
- ・ 上記の事は、寄附金の場合においても同様とする。

9 採択後の指導体制

- ・ 助成対象者は、研究を行うに当たって、担当指導員からキックオフミーティング、中間報告会前、研究報告書提出前等の3回以上、必ず指導を受けること。

・担当指導員の指導については、担当指導員と相談のうえ、研究の進捗状況等に応じて現地もしくはWebにて行うものとする。

※ 指導会及び中間報告会や公開成果報告会に係る旅費については、助成金とは別にエメックスセンター負担とする。

【スケジュール（予定）】

令和7年	6～7月	キックオフ時	担当指導員による研究の方向性等についての確認など
	9～10月	中間報告会前指導	助成対象者から担当指導員へ研究の進捗状況等の報告と担当指導員による助言・指導
	11～12月	中間報告会	助成対象者から研究員会議へ研究の進捗状況等を報告
令和8年	1～3月	成果報告前指導	助成対象者から担当指導員へ研究の進捗状況等の報告と担当指導員による助言・指導
	5月	公開成果報告会	助成対象者が研究成果を公開で報告し、研究員会議に評価を受ける。

10 計画の中止または停止等

要綱第15条に定める研究調査の中止・廃止または一時中止については、下記により行う。

(1) 研究の中止

エメックスセンターは、次のような事態が発生した場合、助成対象者等へ無通告で助成金の全部または一部を打ち切ることがある。

- ・申請に不正があった場合
- ・助成金を他用途に使用した場合
- ・助成条件に違反した場合
- ・他の補助金等と重複助成を受けていた場合
- ・成果、経費報告を正当な理由なく行わなかった場合
- ・指導を拒否・妨害した場合
- ・その他の要綱に違反した場合

(2) 研究の一時中止

エメックスセンターは、助成対象者及び所属機関に対し、助成対象研究を遂行する上での重大問題が発生した場合、研究の一部中止を要請します。この時点で、助成金に係る効力は失効する。

(3) 助成金の返還

取消しがあった場合、期限を定めて助成金の返還を請求する。この場合において、エメックスセンターは、助成対象者等が被る損害に一切責任を負わない。

- ・助成期間中に助成対象者が退職や他大学等への転出等により、所属機関において目的を遂行することができない場合は、所属機関は、助成金を助成対象者の転出先に移し替える、又はエメックスセンター返還しなければならない。

11 研究成果の公表等

(1) 助成対象者による研究成果の公表

- ・助成対象者は、助成対象研究の成果について公表に努めるものとし、公表にあたっては、エメックスセンターの助成を受けている旨を明記すること。

《エメックスセンター名称表記方法》

日本語表記：公益財団法人国際エメックスセンター

英語表記：International EMECS Center

- ・助成対象者は、助成対象研究の成果を学会等で発表した場合は、発表後速やかに、その内容の写しをエメックスセンターへ提出すること。

(2) 助成対象者によるエメックスセンター広報活動への協力

エメックスセンターは、助成対象研究に係る採択時点での概要と研究成果概要をホームページやニュースレター等の広報物で公表する予定である。助成対象者は、エメックスセンターから助成対象研究に係る広報用資料作成の依頼があった場合は、可能な限り協力を努める。

(3) エメックスセンターによる助成対象者等の著作物の利用

助成対象者等は、エメックスセンターが定款に定める公益目的事業において若手研究者活動支援制度（以下「本制度」という。）の成果を公表するにあたり、助成対象者等が事前に承認した内容の全部又は一部を利用できるよう、エメックスセンターに対して著作権人格権を行使しない。

1 2 実績報告・調査等

(1) 実績報告及び精算

① 助成対象者は、エメックスセンターが指定する期日までに次の書類を提出する。

- ・研究報告書
- ・研究報告書概要版
- ・所要額精算調書
- ・所属機関による収支簿【任意様式】
- ・学会報告資料、論文、新聞記事など助成対象研究の成果を外部で発表したことを確認できるもの（該当する場合のみ）

② 所属機関は、助成交付金が助成金確定額を超過する場合は、超過額をエメックスセンターに返還する。

(2) 調査・検査

① 実績報告書の書面調査を行うほか、助成期間中においても疑義がある場合は下記の様な事項について検査を行う事がある。

- ・研究計画と実績報告書の内容の整合性
- ・実績報告書に記載されている研究の内容と支出した経費との整合性
- ・助成対象期間が作成した収支簿及び補助簿等との整合性

② 必要に応じて、所属機関及び外部委託先についても、参考となるべき報告及び資料の提出を要請し、検査を行う事がある。

③ 検査を行うことができる期間は、助成期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。